

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 6 月 3 0 日
契 約 業 者 名	宮川興業 (株)
契 約 業 者 の 住 所	渋谷区渋谷 1 - 2 0 - 2 8
工 事 の 名 称	R 7 東京国道管内標識設置ほか工事
工 事 場 所	東京都大田区東六郷三丁目地先 外 3 箇所
工 事 種 別	維持修繕工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	1. 国道 1 5 号 六郷地区 (削除、追加、数量精査) 削除：標識工 1 式 追加：大型標識工 1 式 標識柱塗装工 1 式 構造物復旧工 1 式 構造物撤去工 1 式 運搬処理工 1 式 2. 国道 1 4 号 中央地区 (削除、追加、数量精査) 削除：標識工 1 式 追加：標識柱塗装工 1 式 既設標識板撤去再設置 1 式 仮設工 1 式 3. 国道 2 4 6 号 瀬田地区 (削除、追加、数量精査) 削除：標識工 1 式 追加：小型標識工 1 式 標識撤去工 1 式 運搬処理工 1 式 4. 国道 3 5 7 号 羽田地区 (数量精査、追加) 追加：作業土工 1 式 5. 国道 3 5 7 号 大井地区 (追加) 追加：大型標識工 1 式 標識撤去工 1 式 運搬処理工 1 式 仮設工 1 式 6. 国道 2 0 号 新宿地区 (追加) 追加：標識撤去工 1 式 運搬処理工 1 式 仮設工 1 式 7. 国道 1 7 号 管内標識板更新 (追加) 追加：大型標識工 1 式 標識撤去工 1 式 運搬処理工 1 式 小型標識工 1 式 仮設工 1 式 8. 国道 2 5 4 号 管内標識板更新 (追加) 追加：大型標識工 1 式 標識撤去工 1 式 運搬処理工 1 式 仮設工 1 式 9. 国道 2 4 6 号 青山地区 (追加) 追加：小型標識工 1 式 構造物復旧工 1 式 構造物撤去工 1 式 運搬処理工 1 式 仮設工 1 式 10. 国道 6 号 四つ木地区 (追加) 追加：作業土工 1 式 構造物撤去工 1 式 運搬処理工 1 式 仮設工 1 式 12. 国道 4 号 梅島地区 (追加) 追加：大型標識工 1 式 構造物復旧工 1 式 構造物撤去工 1 式 運搬処理工 1 式 仮設工 1 式 13. 標識点検 (追加) 追加：F 型の標識点検 1 式 14. 工期 工期は、元設計のとおりとする。
工 期 (自)	令和 7 年 1 0 月 1 日
工 期 (至)	令和 8 年 6 月 3 0 日

変 更 前 の 契 約 金 額	1 5 0 , 6 6 7 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 4 1 , 8 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	1 9 2 , 4 6 7 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 国道15号 六郷地区 ・現地調査の結果、建替えから既存門型標識の補修へ変更したことから、標識工を削除し、大型標識工、標識柱塗装工、構造物復旧工、構造物撤去工及び運搬処理工を追加する。 ・警察協議の結果、仮設工を数量精査（増）する。 2. 国道14号 中央地区 ・現地調査の結果、建替えから既存門型標識の補修へ変更したことから、標識工を削除し、標識柱塗装工、既設標識板撤去再設置及び仮設工を追加する。 ・警察協議の結果、仮設工を数量精査（増）する。 3. 国道246号 瀬田地区 ・警察協議の結果、信号移設が出来ないことから標識工を削除し、小型標識工、標識撤去工及び運搬処理工を追加する。 ・警察協議の結果、仮設工を数量精査（減）する。 4. 国道357号 羽田地区 ・現地調査の結果、大型標識工、構造物撤去工、運搬処理工及び仮設工を数量精査（増）する。また、作業土工を追加する。 5. 国道357号 大井地区 ・現地調査の結果、既存標識の補修が交通の安全上必要と判断されたことから、大型標識工、標識撤去工、運搬処理工及び仮設工を追加する。 6. 国道20号 新宿地区 ・現地調査の結果、既存標識に添架されている部品の撤去が交通の安全上必要と判断されたことから、標識撤去工、運搬処理工及び仮設工を追加する。 7. 国道17号 管内標識板更新 ・現地調査の結果、既存標識の補修が交通の安全上必要と判断されたことから、大型標識工、標識撤去工、運搬処理工、小型標識工及び仮設工を追加する。 8. 国道254号 管内標識板更新 ・現地調査の結果、既存標識の補修が交通の安全上必要と判断されたことから、大型標識工、標識撤去工、運搬処理工及び仮設工を追加する。 9. 国道246号 青山地区 ・現地調査の結果、既存標識の補修が交通の安全上必要と判断されたことから、小型標識工、構造物復旧工、構造物撤去工、運搬処理工及び仮設工を追加する。 10. 国道6号 四つ木地区 ・関係機関協議の結果、既存標識の撤去が交通の安全上必要と判断されたことから、作業土工、構造物撤去工、運搬処理工及び仮設工を追加する。 12. 国道4号 梅島地区 ・現地調査の結果、既存標識の補修が交通の安全上必要と判断されたことから、大型標識工、構造物復旧工、構造物撤去工、運搬処理工及び仮設工を追加する。 13. 標識点検 ・現地調査の結果、当初発注時の門型点検と同時に実施出来ることから、F型標識の点検を追加する。 14. 工期 工期は、元設計のとおりとする。